

政策 I-2-(2)-①

1. 政策及び目標等

政策	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
達成すべき目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること。
目標設定の考え方及びその根拠	国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。
測定指標	金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ① バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献 ② WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加 ③ 経済連携協定（EPA）締結交渉への積極的取り組み等、アジアにおける対話の促進 ④ 海外監督当局との連携強化等
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ① バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等） ② WTOにおける金融サービス自由化交渉への参画状況 ③ EPA交渉への参画状況 ④ 海外監督当局との意見及び情報交換の状況 ④ 主要国の監督当局との2国間協議の実施状況

3. 政策の内容

近年、世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であるとともに、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながる重要な施策であると考えています。

また、近年、世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

金融庁においては、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画することとしています。

4. 現状分析及び外部要因

国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速しています。こうした状況を踏まえ、金融庁としては、内外無差別の原則を貫徹し、我が国の金融システム及び金融市場を明確な理念及びルールに基づいた普遍性のあるものにすると同時に、金融に関する国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、主導的な役割を果たすべく努力することを金融改革プログラム（平成16年12月）において掲げています。以上の観点から、各種の国際的なフォーラム等における議論に積極的に参画しています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献

ア. バーゼル委においては、2006年4月に市中協議文書として公表された「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（バーゼル・コア・プリンシプル）及び同文書が掲げる諸原則の遵守状況の具体的な評価基準である「コア・プリンシプル・メソドロジー」の改訂作業にあたり、ドラフティング・チームに職員を派遣するなど、起草段階から積極的な貢献を行ってきました。また、この他にも、国際的な銀行監督のルール策定や指針の確立に関する作業として、「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」、「貸出金の健全な信用リスク評価」及び「銀行による金融商品への公正価値オプションの利用に関する監督上のガイダンス」といった指針の策定・改訂作業等に貢献してきました。また、銀行の新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の円滑な実施の観点から、内部格付手法の検証方法やオペレーショナル・リスクの計測に関する議論等に積極的に参加したほか、バーゼルⅡの実施が邦銀に与える影響についての定量的な調査の実施や、海外監督当局との情報交換にも取り組みました。

イ. IOSCOにおいては、「エラートレード・ポリシー」、「集団投資スキームにおけるマーケットタイミング取引に関するベストプラクティス」「集団投資スキームに関するマネーロンダリングに関するガイドライン」、「証券会社のコンプライアンス機能についてのガイドライン」及び「外国発行者によるクロスボーダー上場及び募集に係る国際開示原則」等、各種基準・指針等の策定に貢献したほか、常設委員会において、会計・監査及び多国間開示、流通市場、法務執行等に係る調査・研究及び報告書の策定作業に取り組みました。また、国

際監査基準等の基準設定活動の監視を担う委員会に I O S C O 枠として我が国メンバーが参加するなどの貢献をしています。

ウ. I A I S においては、「保険監督の新たな枠組み」「ソルベンシー（健全性）評価に関する国際的な共通指針」、「保険会社の投資リスク及び業績に関する情報開示基準」や「世界再保険市場報告 2004」等、各種基準・指針等の策定並びに I A S B（国際会計基準審議会）の保険契約プロジェクトに対するコメントペーパーの取りまとめ等に貢献しました。現在進行中の作業においても、国際的に共通のソルベンシー評価手法の策定、生命保険会社の引受リスクと業績に関する情報開示基準の策定、多国間情報交換枠組みの構築に向けた取り組み等に貢献しています。

エ. ジョイントフォーラムにおいては、金融当局、金融機関、決済システム運営者を含めた幅広い金融関係者が、テロ、伝染病、自然災害などの重大な障害に対する業務継続体制を整備する上での重要な原則を提示する「業務継続のための基本原則」（近日中に公表予定）の策定作業に貢献してきました。また、金融機関の流動性リスク管理実務についての実態調査や、リスクに関する規制アプローチの業態ごとの異同についての分析に関する作業にもそれぞれ積極的に参加してきました。

② WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加

WTOドーハラウンド交渉においては、18年3月下旬～4月上旬、18年5月中旬～下旬のサービスウィークで金融プルリ会合が開催され、共同リクエスト国として、被リクエスト国と金融サービス自由化に関する議論を行ってきています。また、二国間でもリクエスト・オファー交渉を継続的に行ってきています。

③ 経済連携協定（EPA）締結交渉への積極的取組み

WTOにおける多国間交渉を補完するため、我が国は、タイ、マレーシア、インドネシア及びチリ等との間で経済連携協定（EPA）締結交渉を行い、当庁も積極的に交渉に参加してきました。このうち、タイ（17年9月に大筋合意）及びマレーシア（17年12月に協定を締結）との交渉においては、先方金融監督当局の規制監督能力の向上や現地に進出した我が国金融機関の業務展開の円滑化に貢献すべく、金融監督当局の協力や対話の枠組みを構築しました。また、シンガポールとの間では、EPA（14年に協定発効）において構築した枠組みのもと先方金融監督当局との間で二国間協議を行う等、当局間の緊密な連携を強化してきました。

④ 海外監督当局との連携

米国、EU、英国、韓国などの海外金融監督当局等と定例・随時の二国間協議を実施しました。

(2) 評価

金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況

金融庁は、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。17 事務年度においては、金融庁が参画した各種フォーラムにおいて 19 の基準・指針等が策定されましたが、以下のとおり、各基準等の策定において金融庁として積極的に取り組みました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

① バーゼル銀行監督委員会

我が国は、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、銀行組織におけるコーポレート・ガバナンスのあり方、貸出金の健全な信用リスク評価及び銀行による金融商品への公正価値オプションの利用等、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。また、バーゼル委員会の新規制実施作業部会（A I G）等の場を通じて、バーゼルⅡの実施をめぐる諸課題についての議論や監督当局間の情報交換に積極的に参加したほか、邦銀の海外拠点を監督している海外当局と意見交換会の実施やバーゼルⅡのクロスボーダー実施に係るケース・スタディ等に積極的に取り組みました。さらに、バーゼルⅡの実施が邦銀の所要自己資本に与える影響度を調べるため、主としてバーゼルⅡ実施当初より内部格付手法の採用を目指している金融機関を対象に、2005 年 9 月末のデータに基づく定量的影響度調査（Q I S 5）も実施しました。

② 証券監督者国際機構（I O S C O）

我が国は、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5 つの常設委員会等のメンバーとして、各種 I O S C O 原則等の策定において、我が国の状況を含め市場実態について積極的に意見を発信し、行動規範の策定に大きく貢献しました。また、18 年 5 月には、I O S C O の多角的情報交換枠組み（多角的 M O U）への署名申請を行っており、I O S C O の証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与しております。さらに、19 年秋開催予定の I O S C O 国際コンファレンスの我が国（東京）での開催の申し出を行い、東京開催での方向性になっているなど I O S C O の国内外の民間金融セクターにおけるプレゼンス向上の活動に貢献しております。

③ 保険監督者国際機構（I A I S）

我が国は、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、会計小委員会においては 2005 年 2 月より我が国が議長を務め、国際会計基準の適用のインパクトに関するサーベイを実施し、結果を取りまとめたレポートを起草するなど、重要な貢献を

行いました。また、ソルベンシー小委員会においては、国際的に共通なソルベンシー評価手法の策定に向けた「保険会社のソルベンシー評価のための共通の構造」ペーパーの策定作業において、保険会社の財務要件のあり方について積極的に意見を表明するなど、重要な貢献を行いました。

④ ジョイントフォーラム

我が国は、本会合に出席しつつ、各種の報告書等の作業に参画しました。「業務継続のための基本原則」の策定作業にあたっては、実務者会合等も含め経験や情報の共有を図るべく積極的に意見交換を行いました。リスクに関する規制アプローチの業態ごとの異同についての分析については、作業部会における報告書の作成作業に参画し、「規制及び市場慣行の相違点に関する論点整理」報告書の公表に貢献しました。

⑤ WTO金融サービス自由化交渉

WTOにおいて、被リクエスト国の理解と検討を促すために、他の四極メンバーと共に共同リクエストの内容に関するQ&Aの作成に関わるなど、金融プーリ交渉のプロセスに貢献しました。また、二国間交渉では、アジアの新興市場国に対して、粘り強く金融サービス自由化のメリットを説明し、オファーの改善を促しました。

⑥ 経済連携協定（EPA）交渉

17年度に実施されたEPA締結交渉において、当庁は、自由化による外資との競争が金融市場の発展・強化に寄与すること、我が国金融機関の進出や現地での業務展開は日系企業の直接投資拡大に貢献し、経済発展にも資すること等、相手国に対して自由化のメリットを説明して積極的に議論を行ってきました。また、規制や金融行政の透明性の欠如も、我が国金融機関が進出先で業務を円滑に実施するうえで支障となることから、規制とその運用の透明性の向上についても議論を行いました。さらに、相互に進出した金融機関の監督や両国の金融市場の発展のために金融当局間の連携を強化すべく、金融当局の協力ないし対話の枠組みを構築することを相手国に提案してきました。アジア諸国は金融市場の改革に取り組み中で、金融サービスは極めてセンシティブな分野として自由化に慎重な態度だったため、協定発効後にも継続的に意見交換できる場を確保できたことは成果です。シンガポールとの間では当局間の新たな協力の可能性や金融サービス自由化について意見交換を行い、当局間の関係を一層深めることができました。

⑦ 海外監督当局との連携

各国の金融監督当局との協議等を通じて、金融セクターの動向や規制・監督上の共通の重要事項等について意見交換を実施し、連携を強化しました。

6. 今後の課題

引き続き、各国際フォーラムにおいて国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的

見地から積極的に参加し、我が国の立場を主張しつつ、主導的な役割を果たすべく努力していく必要があります。

(1) 国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献

① バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準や指針が、銀行監督のためのより適切な環境整備に貢献するものであると考えており、今後も、国際的な銀行監督の枠組みのあり方に関する議論に積極的に貢献していく必要があります。また、我が国では、19年3月末からバーゼルⅡを本格的に実施する予定となっています。国際的に活動する銀行グループがバーゼルⅡをクロスボーダーで円滑に実施していくためには、母国当局と現地当局とが緊密に連携・調整していくことが不可欠であり、今後、各国監督当局と緊密に情報交換等を進めていくことが、ますます重要になると考えています。

② 証券監督者国際機構（IOSCO）

今後は、これまでに策定した原則の実施に向け取り組むほか、IOSCO理事会メンバーとして再任されことを十分活用し、引き続き、理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。また、18年5月に申請した多角的MOUの正式署名に努め、IOSCOの証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与していく必要があります。さらに、国内外の民間金融セクターにおけるIOSCOのプレゼンス向上のために19年秋開催予定のIOSCO国際コンファレンスを東京で開催することとなっております。

③ 保険監督者国際機構（IAIS）

各国の保険監督制度の実状等を踏まえてIAISの基準等を策定することは、我が国を含め各国の保険監督水準の向上に資すると考えられます。今後も、会計小委員会議長として小委員会内の議論の取りまとめや他の小委員会との調整にあたること、国際的に共通なソルベンシー評価手法をはじめとする基準等の策定に、わが国の監督経験等も踏まえ参画すること等、一層積極的に貢献していく必要があります。

④ ジョイントフォーラム

顧客適合性等をはじめとする金融商品の販売・勧誘に関する問題や金融コングロマリットに対する監督のあり方といった業態横断的なグループに係る諸問題について議論を行い、提言等を報告書にまとめることは、我が国を含め各国におけるより適切な金融規制・監督の枠組みの構築に資するものであります。我が国は、今後も積極的に議論に参加し、各種報告書作成や原則策定にかかる作業に貢献していく必要があります。

(2) WTO金融サービス自由化交渉

適切かつ秩序ある金融サービスの自由化は、我が国金融機関の国際的な活動を円滑化するだけでなく、世界経済の成長にも資するものであり、引き続きWTO金融サービス交渉に積極的に参加していく必要があります。

(3) 経済連携協定（EPA）交渉

我が国金融機関の活動や海外との取引が拡大する中で、海外への進出や更なる業務展開のための環境を改善すること及び現地に進出した金融機関の法的安定性を確保することは、我が国金融機関や現地の金融市場の発展に資するものであり、今後もEPAの金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、相手国に働きかけを行っていく必要があります。また、各国の金融当局との協力や対話の枠組みを積極的に活用し、規制の緩和や相手国の規制監督能力の向上、透明性向上等を促していく必要があります。

(4) 海外監督当局との連携強化等

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も引き続き、個別案件ごとに連絡を取り合っていく他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。特に今後は、アジアの金融当局との連携に積極的に取り組む必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、国際ルール策定等へ積極的に貢献するための各国国際フォーラム等への出席に必要な経費についての予算要求、及び海外監督当局との連携強化等国際監督体制強化のための機構定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて特に成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関等における各種ルール策定への参画状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

10. 担当部局

総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、監督局総務課国際監督室